

平成 21 年 7 月 21 日（火）

法 務 省 資 料

第 6 回基本計画推進専門委員等会議

被害者参加制度の運用状況(平成21年5月末現在)

1 参加申出の件数・人員 224件350名※(本年1月末現在は, 64件98名)

・ 主な罪名別申出件数の内訳

自動車運転過失致死傷	109件
傷害	36件
殺人, 同未遂	27件
強姦・強制わいせつなど	22件
傷害致死	12件
業務上過失致死傷	9件
強盗殺人・強盗致死	5件
危険運転致死	2件
重過失致死	2件

・ 申出人員の内訳

本人	70名
配偶者	37名
直系親族(父母)	84名
直系親族(子)	55名
直系親族(その他)	1名
兄弟姉妹	29名
法定代理人	7名
委託弁護士	67名

2 参加許可の件数・人員 206件321名

3 公判期日への出席の件数・人員 134件210名

4 証人尋問が実施された件数・人員 31件38名

5 被告人質問が実施された件数・人員 89件107名

6 事実又は法律の適用について意見陳述が実施された件数・人員 63件74名

※ 1件の事件について, 複数の被害者等から申出があった場合などに1件〇名とカウントした。

平成21年3月31日

凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について
～当面の検討結果の取りまとめ～

法 務 省

目 次

第 1	はじめに	1
第 2	公訴時効制度の趣旨及び沿革等	2
1	公訴時効制度の概要及び趣旨	2
2	公訴時効制度の沿革	3
(1)	治罪法の下での期満免除制度	3
(2)	旧々刑事訴訟法の下での公訴時効制度	3
(3)	旧刑事訴訟法の下での公訴時効制度	4
(4)	現行刑事訴訟法の下での公訴時効制度	4
3	平成 16 年（2004 年）の刑事訴訟法改正	5
4	諸外国における公訴時効制度	6
(1)	英国における公訴時効制度	6
(2)	米国における公訴時効制度	6
(3)	ドイツにおける公訴時効制度	6
(4)	フランスにおける公訴時効制度	7
第 3	公訴時効制度に関連する事件の実情	8
1	罪名別の公訴時効期間の概要	8
2	公訴時効完成数	9
3	公訴時効完成後に犯人が判明した事件の概要	9
(1)	東京都足立区における小学校女性教諭殺人・死体遺棄事件	9
(2)	福岡県北九州市におけるタクシー会社警備員強盗殺人事件	9
(3)	東京都昭島市における主婦殺人事件	10
第 4	検討を要する主要な論点等	10
1	検討を要する主要な論点	10
(1)	公訴時効制度の改正の必要性	10
(2)	証拠の散逸，被告人の防御との関係	10
(3)	被告人の事実状態の尊重との関係	10

(4) 処罰感情等の希薄化との関係	11
(5) 公訴時効制度を見直す場合の方法, 対象範囲	11
(6) 現に時効が進行中の事件の取扱い	11
(7) 刑の時効との関係	11
2 公訴時効制度の改正の必要性	12
3 考えられる方策	12
(1) 公訴時効の廃止	13
(2) 公訴時効期間の延長	13
(3) DNA型情報等により被告人を特定して起訴する制度	14
(4) 検察官の裁判官に対する請求により公訴時効を停止(延長)する制度	15
(5) その他	16
4 対象犯罪の範囲	16
5 現に時効が進行中の事件の取扱い(遡及適用)	17
6 刑の時効	18
第5 今後の作業	19

第１ はじめに

公訴時効については、近時、被害者の遺族を中心として、殺人等の凶悪・重大な犯罪につき見直しを求める声が高まっている。例えば、殺人事件等の重大な犯罪について公訴時効の廃止を求める旨の被害者団体の決議など、被害者等からの意見書、要望書等が法務省に寄せられているところである。

そこで、法務省においては、本年１月から、「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方に関する省内勉強会」（以下「公訴時効勉強会」という。）を開催して、殺人等の凶悪・重大な犯罪に関する公訴時効制度の在り方等について検討を行うこととした。

この公訴時効勉強会は、森法務大臣以下、佐藤副大臣及び早川政務官に加え、刑事局長、官房審議官などで構成する会議を開催するとともに、早川政務官を座長とするワーキンググループ（以下「公訴時効WG」という。）を度々開催して詳細に議論を行う形で、検討を進めた。

これらの会議においては、公訴時効制度の趣旨等の基本的理解や、公訴時効に関連する事件の実情等を踏まえ、公訴時効制度の在り方等について、様々な観点から検討を行っている。

公訴時効勉強会及び公訴時効WGのこれまでの開催状況は次のとおりである。

【開催状況】

本年１月２２日	第１回公訴時効勉強会
同月２９日	第１回公訴時効WG
２月 ６日	第２回公訴時効WG
同月１８日	第３回公訴時効WG
同月２６日	第２回公訴時効勉強会
３月 ９日	第４回公訴時効WG
同月１６日	第５回公訴時効WG
同月２５日	第６回公訴時効WG
同月３１日	第３回公訴時効勉強会

これらの公訴時効勉強会及び公訴時効WGを通して、検討を要する主要な論点が明らかになったことから、以下に、当面の検討結果を取りまとめることとする。

第 2 公訴時効制度の趣旨及び沿革等

検討に当たっては、まず、公訴時効をめぐる問題を検討するに当たって前提となる公訴時効制度の趣旨及び沿革等について調査し、認識を共有したが、その内容は以下のとおりである。

1 公訴時効制度の概要及び趣旨

(1) 公訴時効制度の概要

公訴時効制度とは、法律の定める一定期間が経過することによって、公訴権が消滅する制度をいう。

公訴時効期間は、刑法等の実体法で定められている刑種及び刑期による刑の軽重に応じて定められており、具体的には、

- 死刑に当たる罪については、25 年
- 無期の懲役・禁錮に当たる罪については、15 年
- 長期15 年以上の懲役・禁錮に当たる罪については、10 年
- 長期15 年未満の懲役・禁錮に当たる罪については、7 年
- 長期10 年未満の懲役・禁錮に当たる罪については、5 年
- 長期5 年未満の懲役・禁錮又は罰金に当たる罪については、3 年
- 拘留・科料に当たる罪については、1 年

とされている（刑事訴訟法第250条）。

公訴時効期間を定める基準は、処断刑ではなく法定刑であり（同法第252条）、法定刑として複数の主刑が定められている罪については、公訴時効期間は、その重い刑に従って定まることとなる（同法第251条）。

公訴時効は、犯罪行為が終わった時から進行することとされており（同法第253条第1項）、

- 当該事件についてした公訴の提起によってその進行を停止し、管轄違い又は公訴棄却の裁判が確定した時から、再びその進行を開始する

こととされている（同法第254条第1項）。そのほか、

- 犯人が国外にいる場合は、その国外にいる期間（同法第255条第1項）
- 犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状謄本の送達又は略式命令の告知ができなかった場合は、逃げ隠れている期間（同項）
- 国務大臣については、その在任中、公訴の提起について内閣総理大臣の同

意があるまでの期間（憲法第 7 5 条）

- 摂政については、その在任中の期間（皇室典範第 2 1 条）
- 少年事件については、当該事件が家庭裁判所に係属している期間（少年法第 4 7 条第 1 項）

それぞれ、公訴時効はその進行を停止することとされている。

(2) 公訴時効制度の趣旨

公訴時効制度の趣旨については、一般に、

- ① 時の経過とともに、証拠が散逸してしまい、起訴して正しい裁判を行うことが困難になること
- ② 時の経過とともに、被害者を含め社会一般の処罰感情等が希薄化すること
- ③ 犯罪後、犯人が処罰されることなく日時が経過した場合には、そのような事実上の状態が継続していることを尊重すべきことをその根拠とするものと解されている。

2 公訴時効制度の沿革

(1) 治罪法の下での^{きまん}期満免除制度

明治以降の我が国における公訴時効制度は、明治 1 3 年（1 8 8 0 年）制定の治罪法において、「^{きまん}期満免除」の制度が設けられたことに始まるとされる。

同法においては、公訴に係る期満免除の期間は、

- 重罪（謀殺、故殺、強盗、強姦など、死刑、徒刑、流刑、懲役又は禁獄に当たる罪）については、1 0 年
 - 軽罪（逮捕監禁、脅迫、強制わいせつ、窃盗など、禁錮又は罰金に当たる罪）については、3 年
 - 違警罪（暴行など、拘留又は科料に当たる罪）については、6 月
- とされており（同法第 1 1 条）、また、起訴手続、予審手続等があったときは、公訴時効は中断され、その日から再び期間を起算することとされていた。

(2) 旧々刑事訴訟法の下での公訴時効制度

その後、明治 2 3 年（1 8 9 0 年）にいわゆる旧々刑事訴訟法が制定された。

「^{きまん}期満免除」との名称が「時効」に改められたほかは、基本的には、治罪法の規定が踏襲されたが、制定時には、治罪法と同様の区分に従って公訴時効期間

が定められていたものの、明治 40 年の現行刑法の制定に伴い、旧々刑事訴訟法も改正され、公訴時効期間は、法定刑に応じて定められることとなり、

- 死刑に当たる罪については、15 年
 - 無期又は長期 10 年以上の懲役・禁錮に当たる罪については、10 年
 - 長期 10 年未満の懲役・禁錮に当たる罪については、7 年
 - 長期 5 年未満の懲役・禁錮又は罰金に当たる罪については、3 年
 - 刑法第 185 条（賭博）の罪については、1 年
 - 拘留・科料に当たる罪については、6 月
- とされた。

(3) 旧刑事訴訟法の下での公訴時効制度

大正 11 年（1922 年）に制定されたいわゆる旧刑事訴訟法においては、公訴時効に関する規定が総則編から公訴の章に移されるとともに、公訴時効期間の変更等が行われた。具体的には、

- 旧々刑事訴訟法においては、公訴時効期間の区分は 6 区分であったところ、無期の懲役・禁錮に当たる罪と、長期 10 年以上の懲役・禁錮に当たる罪とを分離し、公訴時効期間を、
 - ・ 無期の懲役・禁錮に当たる罪については、従来どおり、10 年
 - ・ 長期 10 年以上の懲役・禁錮に当たる罪については、従来の 10 年から短縮して、7 年
 - ・ 長期 10 年未満の懲役・禁錮に当たる罪については、従来の 7 年から短縮して、5 年
- としたほか、
- 刑法第 185 条（賭博）の罪については、従来の 1 年から短縮して、6 月として、拘留・科料に当たる罪と同じ取扱いとした。

(4) 現行刑事訴訟法の下での公訴時効制度

昭和 23 年（1948 年）に制定された現行刑事訴訟法は、公訴時効制度については、基本的には、旧刑事訴訟法の規定を踏襲したが、

- 公訴時効の中断の制度を廃止して、公訴提起によって公訴時効が停止する制度を導入したほか、
- 刑法第 185 条（賭博）の罪についての短期の公訴時効による取扱いを廃

止し、

- 拘留・科料に当たる罪についての公訴時効期間を 6 月から 1 年に延長するなどの変更が加えられた。

その結果、公訴時効期間は、

- 死刑に当たる罪については、 15 年
- 無期の懲役・禁錮に当たる罪については、 10 年
- 長期 10 年以上の懲役・禁錮に当たる罪については 7 年
- 長期 10 年未満の懲役・禁錮に当たる罪については 5 年
- 長期 5 年未満の懲役・禁錮及び罰金に当たる罪については、 3 年
- 拘留・科料に当たる罪については、 1 年

となった。

なお、この際、現に時効が進行中の事件に関する公訴時効期間は、刑事訴訟法施行法第 6 条により、旧刑事訴訟法の規定によることとされた。

3 平成 16 年（2004 年）の刑事訴訟法改正

公訴時効に関する現行刑事訴訟法の規定については、平成 16 年に公訴時効期間の延長を内容とする改正が行われた。

この改正は、

- 国民の平均年齢の延び等から、被害者の処罰感情等が時の経過により希薄化する度合いは低下していると考えられること
- 新たな捜査技術の開発等により、犯罪発生後相当期間を経過しても、有力な証拠を得ることが可能になっていること

などにかんがみると、特に凶悪・重大犯罪については、最長でも 15 年という公訴時効期間は短期に失すと思われたことから行われたものである。

具体的には、公訴時効期間の区分のうち、「長期 10 年以上の懲役又は禁錮に当たる罪」との区分を、「長期 15 年以上の懲役又は禁錮に当たる罪」と「長期 15 年未満の懲役又は禁錮に当たる罪」に分けた上で、公訴時効期間を、

- 死刑に当たる罪については、 15 年から 25 年に、
- 無期の懲役・禁錮に当たる罪については、 10 年から 15 年に、
- 長期 15 年以上の懲役・禁錮に当たる罪については、 7 年から 10 年に、

それぞれ延長した（その余の区分に係る公訴時効期間については、従来どおりとされ、公訴時効の区分は 6 区分から 7 区分となった。）。

なお、この改正の際、現に時効が進行中の事件に関する公訴時効期間は、改正法附則第 3 条第 2 項により、なお従前の例によることとされた。

4 諸外国における公訴時効制度

英国（イングランド・ウェールズ）、米国（ニューヨーク州）、ドイツ及びフランスにおける公訴時効制度の概要は、以下のとおりである。

(1) 英国における公訴時効制度

すなわち、英国（イングランド・ウェールズ）においては、殺人を含め、コモン・ロー上は公訴時効制度が存在しないが、略式起訴犯罪（法定刑が 6 月以下の自由刑である犯罪）等については、制定法上、短期間の公訴時効が定められており、原則として、犯罪の実行から 6 か月以内に起訴状が提出されない限り審理されないこととされている。

(2) 米国における公訴時効制度

米国（ニューヨーク州）においては、第 1 級謀殺、第 2 級謀殺等の A 級重罪は、公訴時効にかからないこととされているが、それ以外の罪については公訴時効が存在し、その期間は、

- 他の重罪（長期 1 年以上の自由刑に当たる罪）については、5 年
 - 軽罪（長期 15 日以上 1 年未満の自由刑に当たる罪）については、2 年
 - それ以外の罪については、1 年
- とされている。

なお、米国においては、連邦法上、平成 15 年（2003 年）の法律改正により、性犯罪について、氏名による特定に代えて DNA 情報により被告人を特定して起訴することが認められるなど、いくつかの法域において、被告人を DNA 情報により特定するだけで、氏名等による特定はしないまま起訴し、公訴時効の進行を停止させる取扱いが行われているとされる。

(3) ドイツにおける公訴時効制度

ドイツにおいては、謀殺罪（殺人嗜好による殺人等）、民族謀殺罪等は、公訴時効にかからないこととされているが、それ以外の罪（通常の殺人罪を含

む。)については公訴時効が存在し、その期間は、

- 無期自由刑に当たる罪については、 30 年
 - 長期 10 年を超える自由刑に当たる罪については、 20 年
 - 長期 5 年を超える自由刑に当たる罪については、 10 年
 - 長期 1 年を超える自由刑に当たる罪については、 5 年
 - その他の罪については、 3 年
- とされている。

ドイツには、公訴時効の中断及び停止の制度が存在する。公訴時効の中断は、一定の事由が生じることにより、それまで進行してきた公訴時効期間が無に帰することとなるものであり、中断事由としては、被疑者の取調べ、裁判官による搜索命令、押収命令、勾留命令等、公訴の提起、公判の開始等が規定されている。中断について回数の制限はないが、中断が繰り返されても、本来の時効期間の 2 倍の期間をすぎると公訴時効が完成することとされている。他方、公訴時効の停止は、公判手続が停止されている場合など、法律上、訴追を開始・続行することができない期間、公訴時効の進行が停止するものである。

(4) フランスにおける公訴時効制度

フランスにおいては、人道に対する重罪（集団殺害等）は、公訴時効にかからないこととされているが、それ以外の罪（通常の殺人罪を含む。）については公訴時効が存在し、その期間は、

- 重罪（長期 10 年以上の自由刑に当たる罪）については、 10 年
 - 軽罪（長期 10 年以下の自由刑に当たる罪）については、 3 年
 - 違警罪（罰金以下の刑に当たる罪）については、 1 年
- とされている。

フランスにも、公訴時効の中断及び停止の制度が存在する。中断事由としては、司法警察員等による調書作成、検察官による予審開始請求、裁判所への呼出し、予審判事による令状及び捜査嘱託書の発出等が挙げられる。ドイツとは異なり、中断について回数や期間の制限はない。他方、公訴時効の停止については、公訴権の消滅を宣告した判決（被告人が死亡したり、事件について時効が完成したことなどにより公訴権が消滅した場合に下される判決）が偽造の証拠に基づくものであったことが、その後の訴訟によって明らかにされ、これに

ついて刑の言渡しがなされた場合には、先の判決の確定日から刑の言渡しの日まで停止していたものとみなされることとされている。

第 3 公訴時効制度に関連する事件の実情

公訴時効制度をめぐる問題を検討する前提としては、前記第 2 の制度の趣旨や沿革等のほか、公訴時効制度に関連する事件の実情を把握する必要があると考えられることから、公訴時効WGにおいて調査を行ったところ、以下のとおりである。

1 罪名別の公訴時効期間の概要

一般に、凶悪犯罪に分類されるものとしては、殺人、放火、強盗及び強姦の 4 類型が挙げられる。

これらに該当する罪種のうち代表的なものについての公訴時効期間を見ると、

- 殺人（刑法第 199 条）については、25 年
- 放火のうち、
 - ・ 現住建造物等放火（同法第 108 条）については、25 年
 - ・ 非現住建造物等放火（他人所有、同法第 109 条第 1 項）については、10 年
 - ・ 建造物等以外放火（他人所有、同法第 110 条第 1 項）については、7 年
- 強盗のうち、
 - ・ 強盗（同法第 236 条）、事後強盗（同法第 238 条）及び昏睡強盗（同法第 239 条）については、10 年
 - ・ 強盗致傷（同法第 240 条前段）については、15 年
 - ・ 強盗致死（同条後段）については、25 年
 - ・ 強盗強姦（同法第 241 条前段）については、15 年
 - ・ 強盗強姦致死（同条後段）については、25 年
- 強姦のうち、
 - ・ 強姦（同法第 177 条）、準強姦（同法第 178 条第 2 項）及び集団強姦（同法第 178 条の 2）については、10 年
 - ・ 強姦致死傷（同法第 181 条第 2 項）及び集団強姦致死傷（同条第 3 項）については、15 年

となっている。

2 公訴時効完成数

検察統計年報によると、過去 10 年間に於ける凶悪犯罪の時効完成により不起訴処分となった数は、以下のとおりである。

	殺人	放火	強盗	強姦	刑法犯
平成9年	44	32	58	16	1036
平成10年	43	37	36	11	1042
平成11年	33	29	33	7	1081
平成12年	60	33	65	13	2449
平成13年	65	32	63	12	2084
平成14年	47	24	72	26	2464
平成15年	48	21	67	41	2803
平成16年	37	35	58	31	3043
平成17年	44	41	59	26	3596
平成18年	54	31	81	61	5843
平成19年	58	20	146	78	7390

※ 「刑法犯」には、自動車による業務上過失致死傷等は含まない。

※ 「強盗」には、強盗、強盗致死傷及び強盗強姦を含む。

※ 「強姦」には、強姦及び強姦致死傷を含む。

3 公訴時効完成後に犯人が判明した事件の概要

公訴時効完成後に犯人が判明した事件としては、①東京都足立区における小学校女性教諭殺人・死体遺棄事件、②福岡県北九州市におけるタクシー会社警備員強盗殺人事件及び③東京都昭島市における主婦殺人事件が把握されているところ、各事件の概要等は以下のとおりである。

(1) 東京都足立区における小学校女性教諭殺人・死体遺棄事件

本件は、平成 16 年 8 月に元小学校警備員の男が警察に出頭し、昭和 53 年に女性を殺害したことを自供したことなどから、取調べ等の所要の捜査を行ったところ、殺人・死体遺棄事件が発覚するとともに犯人が判明したものである。

(2) 福岡県北九州市におけるタクシー会社警備員強盗殺人事件

本件は、昭和 63 年 1 月、福岡県北九州市内のタクシー会社営業所で警備員が殺害され、現金を強取されたものであり、警察においては、同社に勤務する

男を被疑者として特定し、指名手配したものの、発見には至らなかった。

公訴時効完成後の平成 19 年 1 月、指名手配されていた男が、家庭裁判所に失踪宣告取消の申立てを行った旨の情報を得た警察において取調べ等の所要の捜査を行った結果、この男が指名手配に係る被疑者であることが判明するなどし、犯人であることが判明した。

(3) 東京都昭島市における主婦殺人事件

本件は、昭和 63 年 11 月、東京都昭島市内の住宅で主婦が殺害されたものであり、警察において捜査を行ったものの、被疑者の特定には至らなかった。

公訴時効完成後の平成 16 年 1 月、窃盗事件で逮捕された男が、取調べにおいて、犯行を自白するなどしたことから、警察において取調べ等の所要捜査を行った結果、犯人であることが判明した。

第 4 検討を要する主要な論点等

1 検討を要する主要な論点

次に、凶悪・重大犯罪に関する公訴時効の在り方を見直す場合に検討すべき論点の整理を行ったが、いかなる方策を講ずるにせよ、共通して検討が必要な主要な論点として、以下のものがあると考えられた。

(1) 公訴時効制度の改正の必要性

公訴時効制度を現段階で改めるべき必要性があるかという論点である。その詳細は後記 2 に記載のとおりである。

(2) 証拠の散逸、被告人の防御との関係

公訴提起までの期間が長期にわたった場合、有罪・無罪を証明する証拠が散逸し、訴追や正しい裁判を行うことが困難になることが公訴時効制度の趣旨の一つとして挙げられている。この趣旨との関連をどう考えるかについて検討する必要がある。この関連で、長期の公訴時効期間を定めると、被告人側の防御が困難となるとの指摘もあるが、他方で、前記第 2 の 4 に記載したとおり、諸外国では、重大犯罪については公訴時効制度を廃止している法制も見られるところである。

(3) 被告人の事実状態の尊重との関係

これも (2) と同様に、公訴時効制度の趣旨の一つである事実状態の尊重との

関係をどのように考えるかという論点であるが、殺人等の重大な被害を与える犯罪においては、長期間にわたり訴追されなかったという事実状態を重視するのは不当ではないかとの指摘がなされている。このような指摘を踏まえて、この制度趣旨との関係を更に検討する必要がある。

(4) 処罰感情等の希薄化との関係

(2)、(3)と同様、公訴時効制度の趣旨の一つとの関係であり、凶悪・重大犯罪については、被害者等の処罰感情は、長い時間の経過によっても決して希薄化することはないとの指摘もあるところであり、平成 16 年改正後の公訴時効期間を踏まえて検討する必要がある。

(5) 公訴時効制度を見直す場合の方法、対象範囲

公訴時効制度を見直す場合、どのような方法が考えられるかという点である。また、現行法上、最長期の時効期間が定められているのは、法定刑に死刑が定められている罪であるが、見直しの対象となる犯罪の範囲をどのように定めるかという点についても検討する必要がある。なお、方法や対象犯罪を検討するに当たっては、公訴時効の趣旨からそれが明確であるべきことに留意する必要がある。詳細は、後記 3 及び 4 に記載のとおりである。

(6) 現に時効が進行中の事件の取扱い

公訴時効制度を改正した場合に、現に時効が進行中の事件に対して、改正の効力を及ぼすことができるかといういわゆる遡及適用の可否の点である。公訴時効制度について見直しを求める要望を示している被害者等の中には、現に時効が進行中の事件の被害者等もある一方、公訴時効制度の趣旨の理解と関連して、遡及的処罰の禁止を定める憲法第 39 条や適正手続の保障を定める憲法第 31 条との関係を問題とする見解もあり、学説が分かれている状況にあることから、十分な検討が必要となる。詳細は、後記 5 に記載のとおりである。

(7) 刑の時効との関係

現行法上、刑法には、刑の時効期間が定められている。刑の時効とは、刑を言い渡す判決が確定したのち、その刑が執行されないまま一定の期間が経過した時には、刑の執行を免除する制度である。この刑の時効期間を超えるような公訴時効制度の改正を行う場合、ある事件について、特定の者に対する起訴ができなくなる期限よりも、起訴・裁判を経て刑が確定した者に対する刑の執行

ができなくなる期限の方が短いのはバランスを欠くのではないかとの観点から、刑の時効との関係をどう考えるかについて検討する必要がある。詳細は、後記 6 に記載のとおりである。

2 公訴時効制度の改正の必要性

平成 16 年に制定された犯罪被害者等基本法においては、すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する旨の基本理念が定められており、法務省としても、この理念を踏まえ、各種の施策を進めてきたところであるが、前記第 1 に記載したとおり、近時、被害者等を中心として、凶悪・重大犯罪に関する公訴時効制度の在り方について、廃止を含め、見直しを求める声が少なからず寄せられている。また、国会（衆議院・参議院の法務委員会等）の場においても、被害者等を始めとする国民の意識に沿う制度となるよう公訴時効制度を見直す必要性について指摘がなされているところである。これらに加え、公訴時効制度は、証拠の散逸等の趣旨から導かれる法的安定の要請と犯人必罰の要請の調和を図る制度であるとの指摘もあるところ、どのように両者の要請の調和を図るかを考えるに当たっては、被害者等の声はもとよりのこと、国民一般の正義観念を十分に踏まえつつ検討する必要があるところである。

他方、改正の必要性については、前記第 3 の 2 及び 3 に記載した公訴時効制度に関連する事件の実情を踏まえて検討する必要があるほか、平成 16 年の公訴時効制度の改正との関係、すなわち、平成 16 年改正を踏まえて、なお現時点において再び公訴時効制度を改正する必要が認められるか、についても検討する必要がある。

3 考えられる方策

凶悪・重大犯罪の公訴時効を見直す場合の方策としてどのようなものがあり得るかについて検討したところ、被害者団体等から寄せられている声にもあり、英国や米国などの外国の法制でも見られるように、①一定の犯罪について公訴時効の廃止を行うことが考えられるほか、平成 16 年改正の際と同様に、②公訴時効期間の延長を再度行うことも考えられる。また、米国の連邦法制及びいくつかの

州法制においては、③DNA型情報等により被告人を特定して起訴する制度が実施されているところ、このような手法も選択肢として掲げることができる。さらに、諸外国の時効の中断・停止制度に着想を得るなどして、④検察官の裁判所に対する請求により公訴時効を停止(延長)させる制度の導入についても検討した。そこで、主として、公訴時効WGにおいて、それぞれの方策について、その趣旨や根拠などについて検討を加えたところ、以下のような利点があると考えられる一方で、更に検討を要する点があることが明らかになった。方策ごとの検討結果の要旨は以下のとおりである。

(1) 公訴時効の廃止

これは、殺人など人の死亡を伴う一定の犯罪について公訴時効を廃止するものである。

この方策は、簡明で分かりやすく、前記第2の4に記載したとおり、諸外国においても、重大犯罪について公訴時効制度を廃止するという法制を採っている国があるところである。また、廃止の対象とした事件については、犯人が明らかになったのに処罰し得ないという事態はおよそ生じなくなる。

他方、公訴時効を廃止することとする場合でも、捜査機関の捜査資源の適正な配分の要請を考慮する必要がある、捜査に従事する人員を維持し続け、事件記録や証拠物を保管する期限に関して、何らかの限度を設けられないかなどについて更に検討を要する。また、この方策によるときは、一定の犯罪に限ることとしても、時効制度の趣旨との関係で、公訴時効制度を廃止することの当否が問題となる上、刑事訴訟は犯人を適正に捜査・裁判する手続であるところ、犯罪行為から長期間が経過し、およそ犯人が生存していないと考えられる場合であっても、時効が完成しないという点をどう考えるかも問題となる。

(2) 公訴時効期間の延長

これは、殺人など人の死亡を伴う一定の犯罪について公訴時効期間をより長期間とするものである。

この方策は、法定刑を基準に一定の公訴時効期間が定められている公訴時効制度の枠組みを維持するものであり、時効制度の趣旨との関係でも、現在の制度とのそごは比較的少ないと思われる。また、例えば、犯人が明らかになったのに処罰し得ないという事態が生じることをまれにするという観点からは、公

訴時効期間の定め方として、一定の犯罪について相当の長期間とするなど、これを大きく延長することも考えられる。

他方、この方策により、法定刑による基準とは別に一定の犯罪を対象に公訴時効期間を延長するときは、法定刑を基準とした現行の体系において、一定の犯罪について特別の取扱いをすることとなるため、その当否について更に検討が必要となる。また、犯人が明らかになったのに処罰し得ないという事態が生じる可能性が完全になくなるわけではないことなどについてどのように考えるかという論点もある。

(3) DNA型情報等により被告人を特定して起訴する制度

これは、米国の連邦法制及びいくつかの州法制の例にならって、被告人をDNA型情報等によって特定し、氏名等による特定はしないまま起訴する制度を導入するものである。

この方策によれば、現実にはどの者が被告人であるかが明らかでない状況下にあっても、公訴提起による時効停止効を得ることができる。

他方、この方策には理論的に検討を要する点がある。すなわち、公訴の提起によって時効が停止するのは、検察官が所要の捜査を遂げて公訴提起に及んだことによって、特定の罪となるべき事実に関する検察官の訴追意思が裁判所に明らかになり、被告人に対する刑事訴訟手続が現実に行進し得る状態になることによるものと考えられる。しかしながら、仮に、被告人をDNA型情報のみによって特定する場合は、どの者が被告人か全く判明していないのであるから、およそ訴訟手続を現実に行進し得る状態にはならず、このような起訴は、伝統的な公訴の概念との乖離が大きいものといえる。そもそも、このような起訴は、公訴時効の停止という公訴提起に付随した効果のみを企図して行われるものであると考えられるのであって、起訴に時効停止効を与えた公訴時効制度の趣旨とも整合的とはいえないものと考えられるが、それにも関わらず時効停止効のみ与えることが可能かという問題がある。

また、この方策は、そのように、実質的にはDNA型情報による立証が予定される特定の犯罪について、公訴時効期間を延長するに等しいものであるから、現に時効が進行中の事件についてこのような起訴を行うことを可能とする場合、他の方策と同様に、下記3で述べる遡及適用の問題について検討する必

要がある。

さらに、この制度は、DNA型情報等が証拠から得られた事件についてしかこの制度を利用することはできないことになるが、DNA型情報等が採取された血液等の証拠の付着の場所や状況によって犯人を特定できる蓋然性は事案によって差があるものであり、基本的に対象となる範囲が極めて限られることになるのではないかと考えられる。また、DNA型情報等のような証拠が得られない事件とのバランスが問題となる。

以上のとおり、この方策に関しては、これを現実に導入するには相当の隘路があるものといわざるを得ない。

(4) 検察官の裁判官に対する請求により公訴時効を停止（延長）する制度

これは、一定の確実な証拠がある場合に、検察官の裁判官に対する請求とそれに基づく裁判官の決定により、時効を一定の期間停止（延長）させるものである。その趣旨は、更なる捜査を行えば犯人検挙の可能性が高いと考えられる一定の事件についてのみ時効を停止させることで、捜査機関の捜査資源の適正な配分に配慮しつつ、当該事件において犯人が明らかになったのに処罰し得ないという事態が生じることを防止し、できる限りの正義を実現しようというものである。

もっとも、この方策については、第3の1に記載したように、現行法上は、時効の停止は、起訴が法律上あるいは事実上不可能又は困難な場合に、そのような起訴の障害事由が止むまでの間認められているものであるところ、一定の確実な証拠がある場合になぜ時効を停止させることができるのかや、個別の事件の相違を捨象して、法定刑に応じて一律の時効期間を定める公訴時効制度の基本的な考え方と整合しないのではないのかといった理論的問題があると考えられる。また、確実な証拠を残す犯人は長期にわたって追及できる一方、証拠を残さないより狡猾な犯人に対する追及はできないこととなる上、時効完成後に自白して秘密の暴露もしており、犯人であることが確実な事案についても時効完成前に一定の証拠がないと追及できないなど、事案による不均衡が生じ得る。さらに、裁判所は相手方当事者のいない手続の中で、証拠の十分性などを判断しなければならなくなるが、その具体的な要件を明確に基準として設けることができるのかなども問題となる。

(5) その他

なお、公訴時効WGにおいては、公訴時効制度そのものの在り方とは別に、時効完成が切迫している時点で捜査機関が犯人を逮捕した場合等において、十分な捜査を行った上で事件処理を行うことができるようにするため、当該事件について被疑者の身柄を拘束した時点で公訴時効について特別な取扱いをすることについても検討すべきとの提案もなされた。

4 対象犯罪の範囲

公訴時効制度を見直す場合に、どのような範囲の犯罪を対象にするかを検討する必要がある。

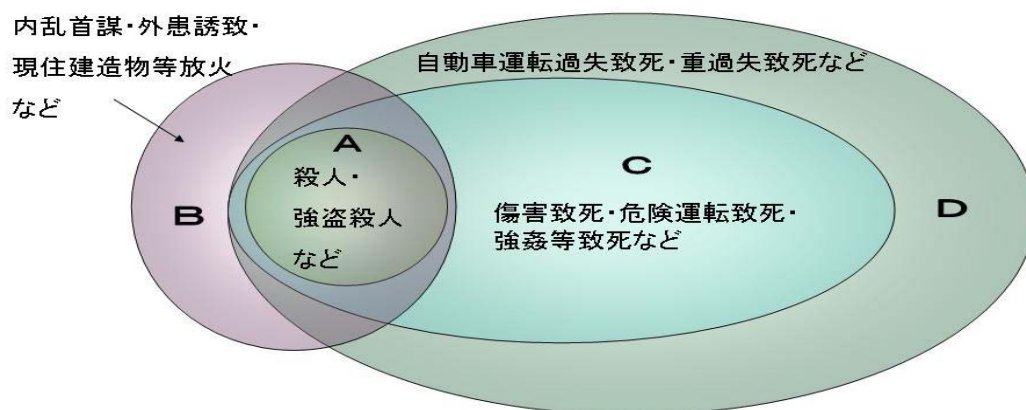
被害者等を中心として見直しを求める声が寄せられているのは、主として殺人罪等についてであるところ、例えば、人の死亡を伴う重大犯罪は、

- A 殺害について故意がある犯罪（殺人、強盗殺人など）
- B 死刑に当たる罪（Aのほか、現住建造物等放火などが含まれる。）
- C 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪（Aのほか、傷害致死、危険運転致死などが含まれる。）
- D 人を死亡させた罪（A、Cのほか、自動車運転過失致死などが含まれる。）

に分類することが可能である。これらの関係を図示すると以下のとおりであ

る。

- A 殺害について故意がある犯罪
- B 死刑に当たる罪
- C 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪
- D 人を死亡させた犯罪



公訴時効制度を見直すこととする場合、例えば、これらの種類のうち具体的にどのような範囲のものを対象とするか、類型ごとに取扱いを変えるのかなどについても更に検討する必要がある。また、相応の負担が捜査機関にも生ずるものと考えられるので、捜査機関の捜査資源の適正な配分の要請等の観点をも踏まえる必要があろう。

なお、公訴時効WGにおいては、凶悪・重大犯罪以外の犯罪についても、公訴時効の在り方が問題となり得るとの指摘もあった。

5 現に時効が進行中の事件の取扱い（遡及適用）

公訴時効制度を見直す場合、見直し方策に遡及適用を認め、現に時効が進行中の事件にも及ぼすことが可能か否かが問題となる。

現行刑事訴訟法の制定時及び平成 16 年の刑事訴訟法改正時に、公訴時効期間を延長した際には、いずれも遡及適用を認めない扱いとされたことは前記第 2 の 2 及び 3 に記載のとおりである。

学説上は、公訴時効が完成した事件について、遡及的に公訴時効期間を延長しないし廃止して公訴時効未完成の状態に戻すことは許されないとするに異論が見られない。

これに対し、現に時効が進行中の事件の取扱いについては、見解が分かれている。一方では、

- 時効期間に関する定めは、公訴時効が持つ安定的機能のもたらす利益と、犯罪者の処罰を確保する利益とを比較衡量して、立法者の決すべき事項であり、したがって、時効期間の事後的な伸長も許される。
- 罪刑法定主義は、行為の可罰性の有無と程度を事前に告知すべきものとする原則であり、それ以上の手続的制約は行為の可罰性に影響しないから、その遡及的変更は罪刑法定主義に反するものではない。

などとして、遡及適用を認めることもできるとする見解がある。他方、

- 公訴時効や挙証責任の転換など、被告人の実質的地位に直接影響を与える実体法に密接な訴訟規定については、憲法第 39 条の趣旨が及ぶ。
- 公訴時効が、証拠の散逸という訴訟上の理由だけでなく、犯罪の重大さに応じた一定期間の経過によってその可罰性が減少するという実体法上の意味も持っていることは否定できないことからすると、少なくとも現行法の下では、公訴時効は常に新法によるべきではなく、刑法第 6 条若しくはその趣旨に従い、軽い方を適用すべきである。

などとして、遡及適用を認めることはできないとする見解もある。

このように、この論点は、憲法の解釈にも関わるものであるので、このような学説状況を踏まえて、更に十分な検討を要する問題であると考えられる。

6 刑の時効

刑の時効とは、刑を言い渡す判決が確定したのち、刑が執行されないまま一定の期間が経過したときには、刑の執行を免除する制度である。刑の時効期間は、刑法上、確定した宣告刑に応じて定められており、具体的には、

- 死刑については、30 年
- 無期の懲役・禁錮については、20 年
- 10 年以上の有期の懲役又は禁錮については、15 年
- 3 年以上 15 年未満の懲役又は禁錮については、10 年
- 3 年未満の懲役又は禁錮については、5 年
- 罰金については、3 年

○ 拘留，科料及び没収については， 1 年とされている（刑法第 32 条）。

刑の時効の制度趣旨について，通説・判例は，規範感情緩和説（年月の経過により犯罪に対する社会の規範意識や被害感情は緩和するから，その間に犯人が築いた社会生活を是認することが社会的安定につながるとする考え方）を採っている。

公訴時効と刑の時効とは，一定の時間の経過により，公訴権あるいは刑の執行権が消滅するものであって，その性質には共通する面がある。そのため，当該事件について，刑が確定した者に対する刑の執行権の時効期間よりも，被疑者に対する公訴権に関する時効期間が長いのはバランスを欠くのではないかが問題となる。したがって，公訴時効制度について，刑の時効期間の上限である 30 年を超えた期間に延長するなどして見直す場合，刑の時効についても見直す必要があるのではないかについて検討する必要がある。

第 5 今後の作業

これまで，上記のとおり，公訴時効制度の趣旨等の基本的理解や，公訴時効に関連する事件の実情等を踏まえ，公訴時効制度の在り方等について，様々な観点から検討を行ってきた。

これまでの検討の結果，検討を要する主要な論点が明らかになり，考えられる見直し方策と，それぞれの方策の有する利点や更に検討を要する点についても一通りの整理を行った。

検討を要する主要な論点のうち，現段階における改正の必要性や見直しの可否については，現在の公訴時効制度の在り方に対する被害者等を中心とする国民の意識の有り様及びその変化を十分に踏まえつつ，同制度の趣旨との関係，同制度に関連する事件の実情，平成 16 年改正との関係等を踏まえて更に検討を深める必要があると考えられる。

見直しが相当と考えられる場合であっても，見直し方策については，前記第 4 の 3 に掲げたものの他に，廃止と延長の組合せなど様々なものが考えられ得るほか，対象犯罪の範囲等についても具体的に検討する必要があるところであり，見直しを相当とする場合には，被害者団体や関係機関等の意見を踏まえつつ，捜査

機関の捜査資源の適正配分の要請との関係から、現実にとどこまでの手当てが可能か、このような制度改正がもたらす影響の有無・程度等をも勘案して、更に検討を行う必要がある。

また、取り分け、遡及適用については、前記第 4 の 5 のとおり、学説上見解が分かれており、憲法の解釈に関わる問題であるので、学者等の有識者から意見を聴取するなどして更に検討を深める必要がある。

以上を考慮すれば、これまでの検討過程において明らかになった主要な論点について、これら被害者団体、学者等有識者、関係機関などから意見を聴くなどしつつ、更に検討を深めた上で、見直しの可否や見直すこととする場合にはその具体的な方策の在り方について判断するべきであると考えられる。

そこで、今後、公訴時効勉強会を継続し、上記意見聴取を行うなどして、引き続き集中的に検討を行って議論を詰め、できる限り早期に、凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について一定の方向性を打ち出せるよう、本年夏ころまでを目途として検討を進めて行くこととする。